

〔論文〕

受取配当金の益金不算入制度に対する批判的検討

菊 谷 正 人

I 開 題

法人税の名目税率 (nominal tax rate) が高くても、課税標準 (tax base) である課税所得 (taxable income) を低く抑えることができるならば、実際の納税額を縮小することが可能である。富岡幸雄が解析したように、法人の納税額を少なくする方法として、次のような九項目が列举されるが、これらのうち大規模企業に有利な制度となっているのは (3)、(4) と (9) である⁽¹⁾。

- (1) 企業の会計操作
- (2) 企業の経営情報の不透明さ
- (3) 受取配当金の課税対象外
- (4) 租税特別措置による優遇税制
- (5) 内部留保の増加策
- (6) タックス・イロージョンとタックス・シェルターの悪用
- (7) 移転価格操作
- (8) ゼロ・タックス等の節税スキーム
- (9) 多国籍企業に対する税制の不備と対応の遅れ

近年、数兆円・数千億円の売上高を稼得しているにも拘らず、意図的な課税逃れのためにタックスヘイブン (tax haven)、移転価格操作 (manipulation of transfer price)、条約漁り (tax shopping)、租税優遇措置 (preferential tax measures)、完全 (100%) 子法人・関連法人の故意的増設による「受取配当金の益金不算入」 (exclusion of dividends receivable from taxable revenues) 等を利用することにより、「法定実効税率」の30%をはるかに下回る数億円・数百万円の法人税しか納付しない大規模企業が存在す

る⁽²⁾。

富岡幸雄の調査によれば、資本金 100 億円超の巨大企業における「実効税負担率」 (= 法人税等 ÷ 税引前純利益) は 2017 年度には平均すると 16.25%、巨大企業における連結法人による実効税負担率は平均すると 8.58% に過ぎなかった。資本金 1 億円超 5 億円以下の中堅企業の実効税負担率は平均すると 27.27% であり、法定名目税率・法定実効税率に近い数値になっているのに対し、企業規模が大きいほど税負担が軽くなっている⁽³⁾。

富岡が唱える「実効税負担率」は、「企業利益相当額」に対して、実際に納付した法人税等 (法人税、法人住民税及び法人事業税) の額がどの程度の割合を占めているのか示す比率であり、当該事業年度における「実際の納税額」と企業利益相当額の「税引前純利益」を比較している。損益計算書における「税引前純利益」ではなく「調整後法人税額」を利用すれば、減価償却費の損金算入限度超過額や剰余金の処分による準備金のような法人税等の前払い・未払いである「将来減算一時差異」・「将来加算一時差異」 (繰延税金資産・繰延税金負債) を調整する税効果会計処理を行った後の金額となり、当該事業年度における「税引前純利益」とは異なる金額となるので、当該事業年度に実際に支払った納税額と対比するのは「税引前純利益」でなければならない。「実効税負担率」を利用することによって、損金を多く計上すればするほど、納税額が小さくなって「実効税負担率」も小さくなるので、相対的に節税・避税、いわゆる必要経費などの損金の大きさの割合を知ることができる⁽⁴⁾。

報道によれば、ソフトバンクグループ (SBG)

が2007年3月期以降の15年間で法人税を納税したのは、4回（2010年3月期、2012年3月期、2013年3月期、2017年3月期）に止まる。その間の法人税額は合計で約170億円であり、SBG単体の税引前純利益（合計約6兆6,000億円）の0.25%に過ぎなかった。法人税ゼロの年度が繰り返されてきたのは、法人税法で非課税となる受取配当金が多かったためである（日本経済新聞、2022年8月20日）。

法人税法上、基本的に「法人擬制説」(fictional theory of corporation) に基づいて「受取配当金の益金不算入」が認められているので、自動的に課税所得・法人税額を縮小することができる。「法人税法」(昭和40年法律第34号)第23条の規定によれば、その益金不算入の割合は、完全子法人株式等（他の法人の発行済株式等の総数の100%を保有する当該他の法人の株式等）や関連法人株式等（他の法人の発行済株式等の総数の3分の1を超え、100%を下回る数の当該他の法人の株式等）に係る受取配当金については、100%の法人間配当無税が認められている。また、完全子法人株式等・関連法人株式等以外の株式等（非支配目的株式等又はその他の株式等）についても、20%または50%が益金不算入となっている。さらに、一定の要件を満たす海外の子法人についても、「外国子会社配当金不算入制度」によって、受取配当金の95%を益金に算入しないことができる。

完全子法人・関連法人等を意図的に濫用して法人税をほとんど払わず、過剰に内部留保できるような「受取配当等の益金不算入制度」は、法人税制改革における最重要テーマの一つとなっている。本稿では、「受取配当等の益金不算入措置」に焦点を当て、その歴史的経緯、益金不算入の実態を明らかにした上で、最後に、提言的結論として当該措置に対する改善策を提案する。

II 受取配当金の益金不算入制度の沿革

1. 明治32年の所得税法改正（法人課税の新設・法人擬制説の採用）

わが国における最初の「所得税法」(明治20年

勅令第5号)は、財政需要の増大（とりわけ、日清戦争のための軍備資金の調達）、地租と酒税に偏っていた業種間の不公平を是正するために明治20年(1887年)3月23日に公布された⁽⁵⁾。

所得税(income tax)の納税義務者(taxpayer)は年間300円以上の高額所得者に限定されていたために、所得税は「名誉税」と俗称され、所得税の課税標準には5段階(1%、1.5%、2%、2.5%、3%)の単純累進税率による総合課税が行われた⁽⁶⁾。

所得税の納税には、納付税額をもっぱら税務署長又は税関長の処分により確定する「賦課課税制度」(official assessment system)が採用されている。明治20年当時においては、会社の数も少なかったことから、法人に対する課税は行われなかった⁽⁷⁾。

日清戦争後における財政需要の逼迫、さらなる軍備の増設（特に日露戦争のための軍艦の取得）に対処するために「所得税法」は見直され、明治32年(1899年)に法人課税が新規に追加された。

全面的に改正された「所得税法」(明治32年法律第17号)は、所得税を第一種・第二種・第三種に三分類し、第一種所得には会社の所得、第二種所得に公債・社債の利子、第三種所得に従来の個人所得に対する課税を内容とした改正が行われている。第一種所得の税率は2.5%、第二種所得には2%の単一税率とするが、第三種の個人所得には、300円以上の所得に1%、10万円以上の所得に5.5%までの12段階の単純累進税率に変更された⁽⁸⁾。

明治32年の所得税法改正によって、税率は低いが、とにかく法人所得（第一種所得）が課税対象になったことは注目に値する。ただし、公債・社債の利子（第二種所得）に対して、低い比例税率(2%)による源泉分離課税が開始されたのに伴い、法人からの配当及び賞与は非課税とされている⁽⁹⁾。

「非課税」(exclusion from taxation)は、当初から租税法律関係を除外され、「課税除外」とも呼ばれるが、担税力の脆弱性・公益上の必要性・社会政策等の理由によって課税対象又は納税義務者から除外することである。前者を「物的非

課税」、後者を「人的非課税」というが、「物的非課税」となる配当による「非課税所得」は、課税要件（課税対象）から除かれ、課税計算上その所得がなかったものとして取り扱われる。

法人からの配当を非課税とする税務措置は、①法人の本質を株主の集合体とみなし、②法人の所得税額（法人税額）を当該法人の株主が負担する所得税額の前払分であると捉える「法人擬制説」に基づいている。「法人擬制説」に従えば、配当を支払っていた法人（以下、「配当支払法人」という）は既に所得税（法人税）を納付しており、配当を受け取った株主（以下、「配当受取株主」という）にも課税を行うと二重課税（double taxation）となるので、「配当受取株主」に対しては非課税措置が施されることになっている。

2. 大正9年の所得税法改正（法人実在説の採用）

大正2年（1913年）の所得税法改正時には、第三種所得の個人所得には超過累進税率（2.5%～22%）が採用され、免税点も300円から400円に引き上げられた。第一種所得（会社の所得）のうち、合名会社、合資会社及び株主20名以下の株式会社の所得（甲）に対しては、第三種の個人所得と同様に、超過累進税率が採用され、その他の会社の所得（乙）には比例税率が適用されている。実体が個人企業に近い会社には、個人と同様に課税するのが妥当であるという考え方に基づいて、個人に係る第三種所得に新規に採択された超過累進税率が採用されることになった⁽¹⁰⁾。

1914年に第一次世界大戦が勃発したが、戦後における財政需要逼迫の解消・準戦時下における戦費調達を遂行するために所得税と酒税が増税され、さらに20%の税率による「戦時利得税」が新設されている。この戦時利得税は、大正9年（1920年）に廃止されたが、これに伴い所得税の抜本的改正が行われた⁽¹¹⁾。

たとえば、明治32年の所得税法改正時に「法人擬制説」が採用されていたが、大正9年の所得税法改正時には、税収を増やすために「法人実在説」（real entity theory of corporation）に

変更され、法人からの配当（ただし、その全額ではなく6割）及び賞与は新たに課税対象に加えられた。この措置は、法人企業の発達に伴って配当所得が著しく増加したために、それを非課税としておくことに対して、公平の観点から強く批判されるようになったからである。ただし、配当所得の4割は控除されることになっている⁽¹²⁾。

配当所得の全額ではないにしても、「受取配当金の非課税措置」が基本的に廃棄され、「受取配当金の課税措置」に大転換されたことは、税制史上、画期的な出来事である。

ちなみに、「法人実在説」とは、①法人は個人（株主）の集合体ではなく、②個人とは独立して社会的に影響力を有する実体（納税義務者）であるとする見解である。「法人実在説」に従えば、「配当支払法人」にも「配当受取株主」（個人株主と法人株主）にも独自の担税力が認められ、所得税はそれぞれに課税される。

「配当受取株主」にも所得税が課されるので、個人株主・法人株主にとっては増税となり、国家にとっては税収増となる。

3. 昭和15年の法人税法創設（所得税法と法人税法の併置化）

日華事変（現在、日中戦争と称されている）の長期化による軍事費の増加による財政赤字に対処し、戦費調達を容易にするために昭和15年（1940年）に国税・地方税の全般にわたって大幅な改正が行われた。改正の目標として、租税負担の均衡化、経済政策との調和、税収入の弾力性及び税制の簡素化が掲げられている⁽¹³⁾。

法人に対しては、従来の第一種所得（会社の所得）と営業収益税・法人資本税を廃止して、法人の各事業年度の所得（及び清算所得）に対して18%の税率で「法人税」という新規税目を課すほかに、法人の各事業年度の資本に対しても「法人税」が課された。これに伴い、「所得税法」（昭和15年法律第24号）とは独立して、「法人税法」（昭和15年法律第25号）が創設・公布された⁽¹⁴⁾。

昭和22年（1947年）3月31日に全文改正された「法人税法」（昭和22年法律第28号）で

は、納付税額をもっぱら税務官署が決定・告知していた従来の「賦課課税制度」が、納税義務者が自ら税額を算出し、申告・納付する「申告納税制度」(self-assessment system)に変更された⁽¹⁵⁾。

4. 昭和 25 年の法人税法改正 (法人擬制説採用の復活・益金不算入制度の新設)

昭和 24 年 (1949 年) 5 月 10 日に連合国軍最高司令官総司令部 (General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers: GHQ) の要請により来日した「シャウプ使節団」が 9 月 15 日に発表した『シャウプ使節団日本税制報告書』(Report on Japanese Taxation by the Soup Mission: 以下、「シャウプ勧告」という)に基づいて、昭和 25 年 (1950 年) には抜本的な税制改正が行われた。

「シャウプ勧告」は、「法人 (a corporation) とは、根源的には、一定の事業を遂行する目的で組織化された個人の特種な集合体 (a particular kind of aggregation of individuals) である⁽¹⁶⁾。」と述べ、法人を「法人擬制説」で捉えている。さらに、「法人相互間の配当」(Intercompany Dividends) に関しては、次のように勧告した⁽¹⁷⁾。

「我々は、法人による株式所有 (the holding shares by corporations) 及び法人相互間の配当の支払い (the payment of intercompany dividends) に対するすべての特別な負担 (all extra burdens) を可能な限り除去することを勧告する。法人所得税のためには、我々は、このことが法人の正味課税所得 (net taxable income) から他の内国法人から課税されたすべての配当を排除することによって、非常に簡単に実行されることを勧告する。これは、法人相互間の二重課税を回避でき、同時に、法人から相応の税 (adequate tax) を徴収することを保証する。」

「シャウプ勧告」に基づいて改正された昭和 25 年税制では、「法人擬制説」を復活させ、「配当支払法人」と「配当受取株主」(個人株主と法人株主) との配当等の二重課税を排除するために、個人株主には一定の税額控除 (配当控除という)、法人株主には「益金不算入制度」が導入

された⁽¹⁸⁾。

企業会計上、他の法人から受け取る配当金や剰余金の分配金 (以下、受取配当等という) は営業外収益として計上されるが、税務計算上では、内国法人 (「公益法人等」と「人格のない社団等」を除く) から受け取った受取配当等は、「法人擬制説」という税法独特の論理によって、受取配当等に対する二重課税の調整を株主の段階で行われている⁽¹⁹⁾。

なお、受取配当等の元本を取得するために借り入れた負債の利子の額については、その利子額を受取配当等から控除した残額が益金不算入額となる。この取扱いの根拠は、受取配当等を益金としないで課税外に置く以上、それを得るために要した支払利子も損金とせず、課税外に置こうとするものである⁽²⁰⁾。

「受取配当等の益金不算入制度」は、「法人擬制説」に基づいて所得の二重課税を排除する目的で設定されており、負債利子は既に損金算入されているのであるから、その損金算入部分について二重控除を回避する税務措置が採用されている。したがって、元本取得のための負債がある場合には、負債利子を控除した後の正味配当所得に対して「益金不算入」が適用される⁽²¹⁾。

益金不算入額 = 受取配当等 - 控除負債利子額

なお、昭和 25 年度税制改正では、「シャウプ勧告」に基づいて「青色申告制度」(blue return system) が創設された。青色申告制度は、納税義務者 (法人と個人事業者) が正確な帳簿書類等を備え付け、その整理保存を通じて適正・適法な納税額を自発的に計算・申告することを期待する趣旨で導入されている。

5. 昭和 36 年の法人税法改正 (支払配当分の基本税率創設)

昭和 36 年 (1961 年) の法人税法改正では、「配当支払法人」の側でも配当軽減を行うために、法人所得のうち「配当に充てた部分」(以下、配当分という) に対する法人税率が創設され、基本税率の約 4 分の 1 に引き下げられた。すなわち、留保分に対する基本税率が 38% であったのに対し、配当分には 28% に引き下げら

れている。それに対応して、所得税における配当控除率も従来の4分の3(20%、10%、5%からそれぞれ15%、7.5%、3.75%)に引き下げられた⁽²²⁾。

この二重税率制度(基本税率二区分制度)は、政府税制調査会が昭和35年(1960年)12月に公表した「第一次答申」を受けて創設されたものであり、「第一次答申」は次のような見解を開陳していた⁽²³⁾。

「現在、企業の株式資本の充実を妨げている大きな原因の一つが税制にあるといわれている。すなわち、現在、法人の借入金に対する利子は、法人の所得の計算上損金に算入されるが、その支払配当は損金に算入されない。つまり、配当は、企業が法人税等を支払った残りの所得から支払わなければならないから株式資本コストは、借入金に比して著しく高いものとなる。これが企業として増資よりも借入金を選ばせる大きな原因となっている。」

法人の自己資本比率が戦前に比べて低下したが、昭和30年代に入ってその傾向がますます顕著になっていた⁽²⁴⁾。借入金の利子は損金算入できるのに対し、株式発行による支払配当は損金算入できないという資金調達の相違による不公平性を調整・緩和する方策として、配当分に対する基本税率には、留保分に対する基本税率よりも低い税率が適用されている。

このように、配当に充てられた所得に対して配当軽減税率を適用する配当軽減措置は、資本調達を容易にし、自己資本の充実を図ることを期待して導入された⁽²⁵⁾。ただし、受取配当金がある場合には、その受取配当金を控除した金額となる。

その後、基本税率(中小法人等の軽減税率を除く)の二重税率制度では、配当分の基本税率(配当軽減税率)は26%(昭和39年4月～昭和49年4月:留保分の基本税率37%(昭和40年4月～昭和40年12月))、35%(昭和41年1月～昭和45年4月)、28%(昭和49年5月～昭和50年4月:留保分の基本税率37%(昭和49年5月～昭和50年4月))、30%(昭和50年5月～昭和56年3月:留保分の基本税率40%)、

32%(昭和56年4月～昭和59年3月)、32.3%(昭和59年4月～昭和62年3月:留保分の基本税率43.3%)、32%(昭和62年4月～平成元年3月:留保分の基本税率42%)、35%(平成元年4月～平成2年3月:留保分の基本税率40%)と変更されている⁽²⁶⁾。

二重課税の4分の3を個人株主の段階で排除し、その4分の1を配当支払法人で排除するために配当分の税率を新規に設けた二重税率制度は、(1)法人の自己資本比率の増加又は低下防止に役に立たなかったこと、(2)法人と個人の両方の段階で二重課税を調整するのは複雑であることを理由にして、昭和63年(1988年)の税制改正により平成2年(1990年)4月以降には廃止された⁽²⁷⁾。

平成2年4月以降、法人税の税率については、留保分・配当分の区別なく、単一の基本税率が適用されることになっている。法人税の基本税率は、37.5%(平成2年4月～平成10年3月)、34.5%(平成10年4月～平成11年3月)、30%(平成11年4月～平成24年3月)、23.9%(平成27年4月～平成28年3月)、23.4%(平成28年4月～平成29年3月)、22.4%(平成29年4月～平成30年3月)、23.2%(平成30年4月～)と逡減されている。

6. 昭和63年の法人税法改正(受取配当等に係る株式の二分割化)

法人間配当に係る「受取配当等の益金不算入制度」は、昭和25年の税制改正時に創設されたが、昭和30年代・40年代の日本経済の高度成長に伴う法人企業の地位の増大、それに伴う資本調達態様の変化、とりわけ昭和60年(1985年)前後における財テク・ブーム等により、株式投資の性格に変化が生じ、法人株主が増加する傾向にあった。昭和25年の統計では個人株主が6割、法人株主が約4割であったが、法人持株の割合が次第に増加の一途を辿り、昭和60年度には70%を超えるに至った。このような事実を踏まえて、昭和63年(1988年)の法人税法改正により、法人間配当の益金不算入割合を平成元年度(1989年度)には90%、平成2年度(1990年度)以降には80%に引き下げた⁽²⁸⁾。

ただし、「特定株式等」に係る受取配当等の額は、その全額を益金不算入として取り扱われる。「特定株式等」とは、他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く）の株式等の保有割合が25%以上のものであり、その配当等の支払義務の確定日まで6か月以上所有している株式等である⁽²⁹⁾。

金子 宏も指摘したように、「特定株式等」とそれ以外の株式等（「その他株式等」）に区別し

ているのは、事業目的による株式等の所有と投資目的による株式等の所有を区別する趣旨である⁽³⁰⁾。

平成2年度以降における「受取配当等に係る株式等」は、表1で示されるように二区分され、それぞれ「益金不算入額」は異なる。ただし、株式等の元本を取得するための負債があれば、当該負債の利子額を控除した残額が益金不算入額となる。

表1 平成2年度以降における受取配当等の益金不算入額

株式等の区分	益金不算入額	負債利子控除
特定株式等	受取配当等×100%	あり
その他株式等	受取配当等×80%（平成元年度では90%）	あり

出所：著者作成。

7. 平成14年の法人税法改正（受取配当等に係る株式の三分割化）

平成14年度（2002年度）の税制改正時には、企業集団を一つの法人とみなし、親法人が連結確定申告書を提出しなければならない「連結納税制度」の導入に伴い、「特定株式等」は「連結法人株式等」と「関係法人株式等」に分割された。「受取配当等の額」は、従来どおり全額益金不算入される。ちなみに、「連結法人株式等」とは、連結納税対象となる100%子法人の株式であり、「関係法人株式等」は、他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く）の株式等の保有割合が25%以上のもの（「連結法人株式等」を除く）であり、かつ、その配当等の支

払義務の確定日まで6か月以上所有している株式等である⁽³¹⁾。

さらに、連結納税制度の導入に伴い税収不足を補う財源措置として、「その他株式等」に係る配当等の益金不算入割合が、従来の80%から50%に引き下げられた。

「連結納税制度」が導入されたために、連結法人株式等以外の株式等を「関連法人株式等」とそれ以外の株式等（「その他株式等」）に区別する理由は、事業目的所有と投資目的所有を区別するためである⁽³²⁾。

表2は、平成14年度以降における「受取配当等に係る株式等」の「益金不算入割合」及び「負債利子控除の有無」を示している。

表2 平成14年度以降における受取配当等の益金不算入額

株式等の区分	益金不算入額	負債利子控除
連結法人株式等	受取配当等×100%	なし
関係法人株式等	受取配当等×100%	あり
その他株式等	受取配当等×50%	あり

出所：著者作成。

「連結納税制度」は選択制であるので、法人の任意により採用した場合には、「連結法人株式等」に係る配当等の額の全額、「関係法人株式等」に係る配当等の額から負債利子を控除した

残額、「その他株式等」に係る配当等の額から負債利子を控除した50%相当額は、益金不算入となる⁽³³⁾。

8. 平成 27 年の法人税法改正（受取配当等に係る株式の四分劃化・現行制度）

現行の法人税法では、平成 27 年 4 月 1 日以後開始の事業年度から、「受取配当等に係る株式等」は、「配当支払法人」の株式等に対する保有割合に応じて次のように四区分され、それぞれ「益金不算入額」及び「負債利子控除の有無」は表 3 で示されるように異なる（法法 23①・④）。

- (a) 完全子法人株式等（配当等の計算期間の初日から末日まで継続して完全支配関係があった他の内国法人の株式又は出資）（法法 23⑤、法令 22 の 2）
- (b) 関連法人株式等（内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額の 3 分の 1 を

超え、100%を下回る数又は金額の当該他の内国法人の株式等であり、計算期間末日以前 6 か月以上継続的に保有している株式等）（法法 23⑥、法令 22 の 3）。

- (c) 非支配目的株式等（基準日において、内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額の 5%以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等）（法法 23⑦、法令 22 の 3 の 2）
- (d) その他の株式等（基準日において、完全子法人株式等・関連法人株式等・非支配目的株式等以外の株式等）（法法 23⑧、法令 22 の 3 の 1）

表 3 現行法における受取配当等の益金不算入額

株式等の区分	益金不算入額	負債利子控除
(a) 完全子法人株式等	受取配当等 × 100%	なし
(b) 関連法人株式等	受取配当等－控除負債利子額（受取配当等の 4%と負債利子額の 10%との低い額）	あり
(c) 非支配目的株式等	受取配当等 × 20%	なし
(d) その他の株式等	受取配当等 × 50%	なし

出所：著者作成。

従来の「関係法人株式等」は「関連法人株式等」に改称され、株式等に対する保有割合も 25%から 3 分の 1（約 33.3%）に変更されている。従来の「その他株式等」は、株式等保有割合 5%以下の「非支配目的株式等」とそれ以外の「その他の株式等」（株式等保有割合 5%超 3 分の 1 以下の株式等）に分割され、「非支配目的株式等」の益金不算入割合は 20%に変更・引き下げられている。

「完全子法人株式等」と「関連法人株式等」を規定する「配当等の計算期間」とは、前回の配当等の支払いに係る基準日の翌日から今回の配当等の支払いに係る基準日までの期間をいう（法令 22 の 2②、法令 23 の 2②）。「関連法人株式等」に対しては、従来通りに負債利子控除が認められている⁽³⁴⁾。

ただし、「非支配目的株式等」と「その他の株式等」に対しては、平成 27 年の法人税法改正時に負債利子控除が廃止された。したがって、「そ

の他の株式等」の場合には、益金不算入割合の引下げとともに負債利子控除の廃止が行なわれたので、増税となっている。「5%の株式保有割合」は、大量保有割合報告書の作成・提出、銀行等の株式保有制限、TOB 規制などの判定基準となる株式保有割合であり、配当支払法人（株式発行人）に対して一定の影響力・支配力を有すると考えられている。

前述したように、事業目的による株式等所有と投資目的による株式等所有を区分するために、連結法人株式等以外の株式等を「完全子法人株式等」及び「関連法人株式等」とそれ以外の株式等（「非支配目的株式等」と「その他の株式等」）に区別している⁽³⁵⁾。

なお、配当落ちした株式の譲渡による損失の計上を防止する措置として、「短期保有株式等の配当等」については、従来どおり、益金不算入の適用を受けず、全額が益金算入される。濫用を防止するために規定されている「短期保有株

式等」とは、配当等の計算基礎となった期間の末日以前1か月以内に取得し、かつ、その末日後2か月以内に譲渡した株式・証券投資信託をいう（法法23②、法令19・20）。

発行済株式の25%以上を6か月以上継続して保有する外国法人から受ける配当等は、その配当等の額から費用に相当する金額（配当等の額の5%相当額）を控除した金額、すなわち受取配当等の95%を益金に算入しないことができる（法法23の2①・②、法令22の4）。

また、「証券投資信託」（公社債投資信託および外国の信託を除く）の収益の分配金についても、その全額が益金に算入される。ただし、「特定株式投資信託」（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く）に係る配当等については、非支配目的株式等と同様に、配当等の額の20%相当額が益金不算入できる（措法67の6①）。

「受取配当等の益金不算入制度」の適用を受けるためには、法人税申告書別表八（一）「受取配当等の益金不算入に関する明細書」を作成し、確定申告時に所轄税務署長に提出する必要がある。

Ⅲ 受取配当等の益金不算入制度の実態

1. 資本金階層別における受取配当等の益金不算入額

昭和63年の法人税法改正までは、「配当受取法人」の受取配当等は全額益金不算入となっていた。昭和63年の税制改正により、法人間配当の益金不算入割合が引き下げられ、株式保有割合25%未満の「その他株式等」に対しては、益金不算入割合が平成元年度に90%、平成2年度以降には80%となった。平成14年には「その他株式等」に対して益金不算入割合が50%に引き下げられ、さらに、平成27年に新規に設けられた「非支配目的株式等」に対しては益金不算入割合は20%に引き下げられている。

このように、法人間配当に係る受取配当等の益金不算入割合は漸進的に引き下げられてきたが、受取配当益金不算入額の総額は減少しているわけではない。資本金規模別の受取配当益金不算入額では、資本金規模100億円以上の企業の受取配当益金不算入額が最も多く推移してお

り、平成27年（2015年）には6兆1,779億円となっている。資本金規模100億円以上の企業は、平成17年（2005年）から受取配当益金不算入額が上昇しており、リーマンショックの影響により2009年後に少し減少するが、現在も増加傾向にある⁽³⁶⁾。

制度上、益金不算入割合は縮小しているので、「法人擬制説」から「法人実在説」に近づいているとも言えるかもしれないが、受取配当益金不算入額の総額の推移は平成17年から上昇している。しかも、資本金規模が大きくなるほど、受取配当等の金額及び受取配当益金不算入額は多額になっている。

たとえば、国税庁が令和6年6月に公表した『令和4年分 会計標本調査 — 税務統計からみた法人企業の実態 —』によれば、調査対象事業年度の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度）における受取配当等・益金不算入額は表4に示されている。

調査対象事業年度の令和4年度における標本法人数は利益計上法人と欠損法人を合わせた2,251,874社であり、このうち連結親法人は1,002社、連結子法人は4,406社、通算親法人は921社、通算子法人は10,642社となっている。調査対象法人2,251,874社から連結子法人（4,406社）を差し引いた2,909,847社のうち、欠損法人は1,777,413社であり、欠損法人の割合は40.2%となっている。連結法人（1,002社）については、欠損法人は439社であり、欠損法人の割合は43.8%、通算法人（11,563社）については、欠損法人は4,652社であり、欠損法人の割合は40.2%、となっている⁽³⁷⁾。

利益計上法人全体の益金不算入額は20兆5,539億5,200万円であるが、欠損法人全体においても益金不算入額は8兆3,422億5,300万円であり、利益計上法人全体の益金不算入額の半額（約41%）に近い。益金不算入額を益金に算入すると想定した場合、欠損法人は利益計上法人に転換できるかもしれない。

なお、平成14年（2002年）に公布された「法人税法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第79号）により創設され、平成14年（2002

表 4 令和 4 年分における受取配当等、外国子会社から受ける配当等

(単位：百万円)

資本金階層	受 取 配 当 等			外国子会社から受ける配当等
	受取配当等の金額	控除負債利子の金額	益金不算入の金額	益金不算入の金額
(利益計上法人)				
1 億円以下 計	1,486,100	2,618	1,130,285	354,608
1 億円超	386,095	339	301,258	208,277
10 億円超	409,784	392	380,474	549,063
50 億円超	435,199	335	436,596	303,348
100 億円超	2,833,664	3,628	2,458,615	2,309,235
1 億円超 計	4,064,742	1,399	3,173,941	2,908,524
連結法人	1,324,341	3,718	1,261,153	0
通算法人	7,960,281	—	6,992,970	4,732,472
合 計	14,835,464	7,735	12,558,349	7,995,603
(欠損法人)				
1 億円以下 計	1,280,114	3,283	1,139,317	104,322
1 億円超	173,217	28	112,083	21,058
10 億円超	54,262	34	46,655	80,171
50 億円超	57,503	277	54,582	8,617
100 億円超	342,862	2,984	301,766	372,612
1 億円超 計	627,844	3,323	515,086	482,457
連結法人	74,042	336	69,378	117
通算法人	4,473,673	—	4,288,817	1,742,759
合 計	6,455,673	6,943	6,012,598	2,329,655
(標本法人合計)				
1 億円以下 計	2,766,215	5,901	2,269,601	458,930
1 億円超	559,311	367	413,342	229,335
10 億円超	464,046	392	380,474	549,063
50 億円超	492,702	335	436,596	303,348
100 億円超	3,176,527	3,628	2,458,615	2,309,235
1 億円超 計	4,692,586	4,722	3,689,028	3,390,991
連結法人	1,398,382	4,055	1,330,531	117
通算法人	12,433,953	—	11,281,787	6,475,231
総 計	21,291,136	14,678	18,570,947	10,325,259

出所：国税庁長官官房企画課『令和 4 年分 会計標本調査 ― 税務統計からみた法人企業の実態 ―』令和 6 年、120 頁の第 5 表一部抜粋・修正。

年) 3 月 31 日以後に終了する事業年度から適用できた「連結納税制度」における「連結法人」とは、令和 2 年旧法人税法第 4 条の 2 (連結納税義務者) の承認を受けた内国法人 (連結親法人) 又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係 (発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有される関係) がある連結子法人をいう⁽³⁸⁾。

令和 2 年度 (2020 年度) の税制改正により、

「連結納税制度」を廃止し、令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用できる「グループ通算制度」における「通算法人」とは、法人税法第 64 条の 9 第 1 項 (通算承認) の規定により承認を受けた内国法人 (通算親法人) 又は当該通算親法人との間に連結完全支配関係がある通算子法人をいう。

「グループ通算制度」は、「連結納税制度」と

同様に選択制であり、法人の任意によって採用することができる。「連結納税制度」が企業集団を一つの連結法人として連結納税するのにに対し、「グループ通算制度」では、完全支配関係にある企業グループ内の各企業が納税単位として申告・納税するが、企業グループ内の黒字法人

の所得金額と赤字法人の欠損金額を損益通算することができる、通算法人（通算親法人又は通算子法人）の法人税負担を縮小することができる。

表5は、調査対象事業年度の令和4年度における資本金階層別法人数の構成割合を示している。

表5 資本金階層別法人数の構成割合

区 分	1,000 万円以下	1,000 万円超 1 億円以下	1 億円超 10 億円以下	10 億円超	合 計
令和3年度分	86.8%	12.4%	0.5%	0.2%	100%
連結親法人	18.4%	36.8%	8.3%	36.5%	100%
連結子法人	33.0%	47.8%	14.2%	4.9%	100%
令和4年度分	87.1%	12.2%	0.5%	0.3%	100%
連結親法人	27.5%	49.3%	7.7%	15.5%	100%
連結子法人	14.1%	38.1%	10.1%	37.7%	100%
通算法人	24.7%	50.0%	15.5%	9.8%	100%

出所：国税庁『令和4年分 会計標本調査 ― 税務統計からみた法人企業の実態 ―』令和6年、13頁の第2表一部抜粋。

表5から判明するように、令和4年度では、資本金1,000万円以下の階層（87.1%）と資本金1,000万円超1億円以下の階層（12.2%）が標本対象法人の99.3%を占め、資本金1億円超の階層は、全体の0.8%に止まる。

しかしながら、圧倒的大多数の資本金1億円以下の中小法人における受取配当等が2兆7,662億1,500万円、益金不算入額が2兆2,696億100万円であるのに対し、資本金1億円超の大法人在における受取配当等は4兆6,925億8,600万円、益金不算入額が3兆6,890億2,800万円であり、それぞれ2倍に近い。さらに、「外国子会社から受ける配当等の益金不算入額」は、資本金1億円以下の中小法人では約4,589億3,000万円であるのに対し、資本金1億円超の大法人在では3兆3,909億9,100万円に上る。

しかも、資本金100億円超の巨大法人における受取配当等は3兆1,765億2,700万円であり、単体法人の受取配当等合計額（7兆4,588億100万円）の約43%も占めている。益金不算入額は3兆6,890億2,800万円であり、単体法人の益金不算入額（5兆9,586億2,900万円）の約62%も占める。さらに、「外国子会社から受ける配当等の益金不算入額」は2兆3,092億3,500万円

と圧倒的に大きい。

企業集団全体（連結法人と通算法人）における受取配当等は約13兆8,323億円であり、受取配当等総額（約21兆2,911億円）の約65%も占めている。益金不算入額は約12兆6,123億円であり、益金不算入額の総額（18兆5,701億円）の約68%も占める。

このように、資本金規模の大きい企業ほど、企業集団になるほど、受取配当等の金額及び益金不算入額が大きくなっていることが判明した。

2. 個別企業における受取配当等の益金不算入額と法人税負担率

(1) 株式会社ファーストリテイリング

資本金102億7,300万円（株主資本合計1兆2,088億1,700万円）の「株式会社ファーストリテイリング」（ユニクロ、ジーユーなどのアパレルブランド製造・販売業）の第63期（2023年9月1日～2024年8月31日）における損益計算書は、表6に示すとおりである。

表 6 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022 年度)	当事業年度 (2023 年度)
営業収益		
事業会社運営等収入	90,935	101,301
関係会社配当金等収入	236,997	336,904
営業収益合計	327,932	438,206
営業費用	102,014	114,612
営業利益	225,918	323,593
営業外収益	29,189	23,049
営業外費用	4,010	11,089
経常利益	251,097	335,553
特別利益	4,309	197
特別損失	29,604	19,290
税引前当期純利益	225,803	316,460
法人税、住民税及び事業税	16,607	11,120
法人税等調整額	1,050	△ 796
法人税等合計	16,657	10,324
当期純利益	209,145	306,135

出所：株式会社ファーストリテイリング『有価証券報告書 第 63 期』
(EDINET 提出書類)、2024 年、155 頁一部抜粋・修正。

営業収益に計上されている「関係会社配当金等収入」は、3,369 億円 400 万円（2023 年度）、2,369 億 9,700 万円（2022 年度）であり、営業利益が 3,235 億 9,300 万円（2023 年度）、2,259 億 1,800 万円（2022 年度）であるので、営業利益よりも多額である。税引前当期純利益も 3,164 億 6,000 万円（2023 年度）、2,258 億 300

万円（2022 年度）であるので、税引前当期純利益と比較しても配当金等収入は極めて大きい。

なお、「法定実効税率」と「税効果会計適用後の法人税等の負担率」との間に重要な差異がある場合における原因内訳は、表 7 に示されている。

表 7 法定実効税率と法人税等負担率との差異内訳

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
受取配当金益金不算入	△ 31.1%	△ 31.5%
評価性引当額の増減	4.5%	1.8%
外国税額控除	4.0%	2.8%
その他	△ 0.6%	△ 0.4%
税効果会計適用後の法人等の負担率	7.4%	3.3%

出所：株式会社ファーストリテイリング『有価証券報告書 第 63 期』(EDINET 提出書類)、2024 年、160 頁一部抜粋・修正。

法定実効税率が 30.6%であるのに対し、株式会社ファーストリテイリングの法人税等負担率は 3.3%（2023 年度）、7.4%（2022 年度）とかなり低い。法人税等の負担率が低くなっている主な原因は、受取配当金益金不算入額であり、法定実効税率を 31.5%（2023 年度）、31.1%（2022 年度）も引き下げている。営業収益・税引前当期純利益の大きさに比べて、受取配当金不算入額が極めて多く、法人税負担を大幅に軽くしていると言わざるを得ない。

なお、損益計算書における「税引前当期純利益」と「法人税、住民税及び事業税」により算出される「実効税負担率」は、3.5%（2023 年

度）、7.4%（2022 年度）と算定され、「税効果会計適用後の法人税等の負担率」とほぼ同じであるので、税効果会計処理を行った金額は僅少であることが判明する。

（2）株式会社日立製作所

資本金 4,634 億 1,700 万円（株主資本合計 3 兆 5,539 億 8,600 万円）の「株式会社日立製作所」（電力・鉄道・家電・半導体製造装置などの製造業）の第 155 期（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）における貸借対照表（資産の部一部抜粋）と損益計算書（一部省略）は、表 8 と表 9 に示されている。

表 8 貸借対照表

（単位：百万円）

	第 154 期 (2022 年度)	第 155 期 (2023 年度)
資産の部		
流動資産合計	1,020,191	1,687,949
固定資産		
有形固定資産合計	192,605	187,066
無形固定資産合計	96,938	97,748
投資その他の資産		
投資有価証券	244,722	76,666
関係会社株式	3,849,069	3,837,689
その他の関係会社有価証券	18,592	26,848
（以下、省略）	—	—
投資その他の資産合計	4,630,763	4,122,722
固定資産合計	4,920,307	4,407,538
資産合計	5,940,498	6,095,488

出所：株式会社日立製作所『有価証券報告書 第 155 期』（EDINET 提出書類）、2024 年、179 頁一部抜粋・修正。

第 155 期における資産合計が 6 兆 954 億 8,800 万円であるが、関係会社株式には 3 兆 8,645 億 3,700 万円、投資有価証券には 766 億 6,600 万円も計上されているので、株式投資額の資産合計に対する割合は約 64.7%を占める。株式投資額の固定資産合計に対する割合に至っては、固定資産合計が 4 兆 4,075 億 3,800 万円であるので、おおよそ 89.4%に上る。したがって、受取配当金も多額になっていると想定される。損益

計算書に掲載されている「受取利息及び受取配当金」2,956 億 7,100 万円のうち、「受取配当金」は 2,600 億円を上回ると推定される⁽³⁹⁾。

前述のように、第 155 期の損益計算書に記載されている「受取利息及び受取配当金」には、2,956 億 7,100 万円が計上されているが、そのほとんどが受取配当金収入であると推定される。営業利益が 1,477 億 1,200 万円であるので、営業利益よりも多い。

表 9 損益計算書

(単位：百万円)

	第 154 期 (2022 年度)	第 155 期 (2023 年度)
売上収益	1,631,601	1,756,937
売上原価	1,173,314	1,218,045
売上総利益	458,023	538,892
販売費及び一般管理費	369,999	391,179
営業利益	88,023	147,712
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	292,812	295,671
その他	20,008	28,899
営業外収益	312,820	324,571
営業外費用	46,125	71,282
経常利益	354,719	401,001
特別利益	701,451	278,425
特別損失	23,690	47,105
税引前当期純利益	1,032,858	632,088
法人税、住民税及び事業税	76,455	81,541
法人税等調整額	△ 31,922	△ 31,023
当期純利益	987,946	581,570

出所：株式会社日立製作所『有価証券報告書 第 155 期』(EDINET 提出書類)、
2024 年、179 頁一部抜粋・修正。

なお、「法定実効税率」と「税効果会計適用後の法人税等の負担率」との間に重要な差異があ

る場合における原因内訳は、表 10 に示されている。

表 10 法定実効税率と法人税等負担率との差異内訳

	第 154 期 (2022 年度)	第 155 期 (2023 年度)
法定実効税率 (調整)	30.5%	30.5%
永久に損金にされない項目	0.4%	0.7%
永久に益金にされない項目	△ 24.8%	△ 16.0%
評価性引当額	△ 1.3%	△ 5.5%
住民税均等額	0.0%	0.0%
税額控除	△ 1.4%	△ 1.9%
外国税額	0.7%	0.6%
その他	0.2%	△ 0.4%
税効果会計適用後の法人等の負担率	4.3%	8.0%

出所：株式会社日立製作所『有価証券報告書 第 155 期』(EDINET 提出書類)、
2024 年、191 頁一部抜粋・修正。

法定実効税率が 30.5%であるのに対し、株式会社日立製作所の法人税等負担率は 8.0% (2023 年度)、4.3% (2022 年度) ときわめて低い。「永久に益金にされない項目」のほとんどは「受取配当金」であるとみなすことができるので、法人税等の負担率が縮減している主な原因は、受取配当金益金不算入額であり、法定実効税率を約 16% (2023 年度)、約 24% (2022 年度) も引き下げている。営業収益・税引前当期純利益の大きさに比べて、受取配当金不算入額が大幅に法人税負担を軽くしていると言わざるを得ない。なお、「実効税負担率」は 13.0% (2023 年度)、7.4% (2022 年度) となっている。

また、「租税特別措置法」(昭和 37 年法律第 26 号)により認められる税額控除も、法人税等の負担率を 1.9% (2023 年度)、1.4% (2022 年度) 軽減している。

(3) 株式会社銚子丸

資本金 1 億円 (株主資本合計 92 億 8,138 万 6,000 円) の「株式会社銚子丸」(グルメ回転寿司「すし銚子丸」を中心に事業展開している料理店業)の第 47 期 (2023 年 5 月 16 日～2024 年 5 月 15 日)における損益計算書 (一部省略) は、表 11 に示されている。

表 11 損益計算書

(単位：千円)

	第 46 期 (2022 年度)	第 47 期 (2023 年度)
売上高	19,310,283	21,360,275
売上原価	8,176,348	8,281,307
売上総利益	11,133,934	13,078,967
販売費及び一般管理費	10,464,546	11,369,957
営業利益	669,387	1,709,008
営業外収益	166,522	28,076
営業外費用	41,457	1,443
経常利益	794,451	1,735,641
特別利益	568	3,312
特別損失	25,211	197,748
税引前当期純利益	769,808	1,541,205
法人税、住民税及び事業税	187,117	548,448
法人税等調整額	24,517	△ 80,816
法人税等合計	211,634	467,631
当期純利益	558,174	1,073,574

出所：株式会社銚子丸『有価証券報告書 第 155 期』(EDINET 提出書類)、2024 年、42 頁一部抜粋・修正。

第 47 期の貸借対照表に記載されている「関係会社株式」は 3 億 607 万 2,000 円、「投資有価証券」は 2,000 万円であり、キャッシュ・フロー計算書に記載されている「受取利息及び受取配当金の受取額」は 17 万 4,000 万円であるので、資本金 100 億円超の巨大企業に比べると少額であるために、受取配当等益金不算入の影響は軽

微であると考えられる。

表 12 (法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異内訳)で示されているように、法人税等負担率 30.3%は法定実効税率 34.0%に近い。なお、参考のために「実効税負担率」を示せば、35.6%と計算されたので、法定実効税率よりも高くなっている。

表 12 法定実効税率と法人税等負担率との差異内訳

	第 46 期 (2022 年度)	第 47 期 (2023 年度)
法定実効税率 (調整)	34.0%	34.0%
交際費等永久に損金にされない項目	1.5%	0.8%
住民税均等額	1.5%	0.7%
所得拡大税制税額控除	△ 3.3%	△ 5.0%
実効税率の変更による影響額	△ 4.8%	—
その他	△ 1.5%	△ 0.1%
税効果会計適用後の法人等の負担率	27.5%	30.3%

出所：株式会社日立製作所『有価証券報告書 第 155 期』(EDINET 提出書類)、
2024 年、191 頁一部抜粋・修正。

Ⅳ 提言的結論

「シャープ勧告」が公表された時代には個人株主が圧倒的に多かったが、1970 年代以降では、金融機関を含めた事業法人の法人株主が証券市場で中心的な地位・役割を果たしている。日本証券業協会が令和 5 年（2023 年）9 月に発表した「個人株主の動向について」によれば、令和 4 年（2022 年）末における個人株式保有比率（金額ベース）（東証「株式分布状況調査」）は 17.6% に過ぎない。

「シャープ勧告」が「法人は個人の特種な集合体である」と主張し、法人税を個人所得税の前払いであると観念することによって、受取配当等の益金不算入制度の支柱・基盤にした「法人擬制説」は、社会経済的実態から大きく乖離し、社会経済的動向を無視した時代遅れの理論になっている。法人は個人株主の集合体であり、法人税は個人所得税の前取りであるとする「法人擬制説」の前提は、日本経済の変容により徐々に崩れ去っている。

個人企業とは異なり、株式を公開している上場会社等については、個人とは独立して社会的に影響力を有する実体（納税義務者）として捉える「法人実在説」に従って、「受取配当等の益金不算入制度」の見直しが必要になってきた。これまで「受取配当等の益金不算入制度」の見直しが不十分なままに放置されてきたのは、本業のほかに株式投資にも専念してきた大企業の

既得権益を守るために、財界が抵抗してきたからであると考えられる。

富岡幸雄は、「受取配当金は企業にとって収益であり、株式投資の収益だけを優遇して、その多くが課税対象となっていないのは、不公平税制の誹りを免れない⁽⁴⁰⁾」と批判し、次のような改善策を提案している⁽⁴¹⁾。

- (1) 親会社と 100% 子会社間の配当のような企業支配的な関係に基づく、いわば同一企業内の内部取引と考えられる配当については、課税すべきではない。
- (2) 完全子会社でない企業の株式を所有するという行為は、投資活動という性格があるので、その配当への課税までを免除する必要がない。現行「3 分の 1 超」となっている関連会社の持株比率を 50% 以上に引き上げる。
- (3) 関連会社の持株比率を現行のままでするのであれば、益金不算入の割合を現行の 100% から 50% に引き下げる。
- (4) 「非支配目的株式等」と区分されている持株比率 5% 以下の株式について、20% の益金不算入を認めているのは寛大に過ぎるので、全額を課税対象にするべきである。
- (5) 持株比率が 5% 超 3 分の 1 未満で「その他の株式等」に区分されている株式の配当の 50% 益金算入を認めているのは寛大に過ぎるので、全額を課税対象とするべきである。

しかしながら、上記提案では、「非支配目的株式等」と「その他の株式等」に係る受取配当等に対しては課税対象とするが、急激な改変を回避し、実務上の混乱を避けるために、完全子法人と関連法人からの受取配当等に対しては、従来どおりに「益金不算入措置」が残存され、「法人擬制説」の残滓が混入されている。畠山武道も主張したように、法人・個人株主間の関係と法人・法人相互間の関係は別の関係であり、後者までも「法人擬制説」の論理構造に含める必要性はない⁽⁴²⁾。

上場会社等の資本公開会社では「所有」と「経営」は分離し、かつ、有価証券はいつでも譲渡可能であるので、法人の本質を個人株主の集合体として認識する「法人擬制説」を採択する現行法には、経済的実態として無理がある。法人とその株主は、独自の担税力（tax bearing capacity）をもつ独立別個の納税義務者であるともみなすべきである。すなわち、「法人実在説」に立ち、「受取配当等の益金不算入」は廃止されるべきである⁽⁴³⁾。

企業の利益（所得）の源泉となる売上高の大小は、人類が過去に築き上げてきた公共設備・社会制度（道路・港湾・空港・通信網などのハードな設備、法律・医療・教育・技術開発・コンピュータ・AIなどのソフトな制度）の利用頻度に比例するものと考えられる。社会的・経済的に強い影響を及ぼす巨大企業は、公共設備・社会制度の高度な利用による受益の代償として、売上高・利益額に応じて相応の納税活動による社会貢献を果たすべきである。意図的な課税逃れのために「行き過ぎたタックス・プランニング」（aggressive tax planning）を駆使し、社会的貢献を軽視・度外視したとしても、一時的・短期的には繁栄するかもしれないが、巨大企業であっても長期持続的サステナビリティは期待できないし、長期的には衰退・凋落する可能性が高い⁽⁴⁴⁾。適正な社会分配・社会貢献として規模に見合った法人税を納税することによって、健全な企業のサステナビリティを図るべきである。

前述の実態調査でも判明したように、受取配当等の益金不算入措置と租税特別措置（たとえば、過剰な研究開発活動による研究費税額控除、

輸出免税）による税額控除は、資本金規模の大きい企業ほど有効に活用されている。中小・中堅企業（たとえば、株式会社鈔子丸）と比べて、巨大企業（たとえば、株式会社ファーストリテイリング、株式会社日立製作所）には余裕資金が豊富に保有され、投資資金能力は高いので、株式投資による受取配当等は自動的に多くなっている。とりわけ、表4で明らかになったように、資本金規模100億円超の法人の受取配当金益金不算入額は、他の資本金階層における受取配当金益金不算入額と比較して、圧倒的に多額である。企業規模・資本金階層の差異により租税優遇の不均衡・格差が拡大していく租税制度は、「課税の公平性」（Gleichmäßigkeit der Besteuerung）を破壊している。

富岡幸雄の調査によれば、2003年度から9年間の企業の配当金の合計額は65兆5,495億円であり、このうち巨大企業（資本金10億円以上の法人とその連結決算に組み入れられる法人）だけで、約9割の57兆7,418億円を占める。「受取配当等の益金不算入制度」を利用した課税除外分は48兆979億円に達し、このうち巨大企業が約9割の42兆4,538億円を占めている。この受取配当金を課税対象にすれば、法人税として12兆4,830億円の財源が賄われた⁽⁴⁵⁾。

平成6年（2024年）8月頃から本年（2025年）6月にかけて起こった「令和の米騒動」（小売米価が1年前の2倍まで高騰したので、備蓄米を放出することによって小売米価を抑える政策を採った出来事）の後に、7月の参議院選挙の公約として、一人当たり2万円の現金給付とか消費税減税が掲げられているが、消費税を一律5%に引き下げた場合、おおよそ12兆6,000億円の税収減になるようである。上記表4「令和4年分における受取配当等、外国子会社から受ける配当等」における益金不算入額の総計28兆8,962億円8,600万円をベースにして、「受取配当等の益金不算入制度」を廃止したとすれば、法人税としておおよそ7兆の財源が賄われる。純粋・完璧に「法人実在説」に転換すると想定した場合、毎年、相当額の税収を得ることができる。

国際的競争力が損なわれるという理由等によって法人税の減税を要求する財界ではある

が、巨大企業の甚大な利益からすれば、法定正味税率（法定法人税率、法定住民税率及び法定事業税率）で納税しても、経営破綻に陥るようなことはない。企業規模に応じて応分の法人税等を適正に負担し、社会貢献を果たした上で、企業努力によって国際的競争力はつけるべきものである。大規模企業を優遇するあまりに、低額所得者に対して逆進的効果（regressive effect）を及ぼす消費税（consumption tax）を増税して、一般国民に過重な負担を強いる税制は、将来における日本社会の安定性・安全性にとって懸念される⁽⁴⁶⁾。

繰り返して主張するが、とりわけ、所有と経営が分離した資本公開会社等の大規模法人は、個人とはまったく独立した納税主体であり、それ自体に独自の担税力があり、「法人実在説」に基づいてそれぞれに租税負担を負うべきである。完全子法人や関連法人を故意的に過剰設置し、「受取配当等の益金不算入措置」を濫用することによって法定実効税率を大幅に下回る税額納付を可能にする租税制度は、租税負担の公平の観点から廃棄処分されるべきである。

注

- (1) 富岡幸雄『税金を払わない巨大企業』文藝春秋、2014年、93-94頁。
- (2) 菊谷正人「付加価値計算書の制度的導入」『経営志林』第62巻第2号、2025年、30頁。

わが国の場合、法人所得に対して課税される法人税のほか、利益を課税標準とする法人事業税及び法人住民税（法人道府県民税と法人市町村民税）が課されているが、損金される法人事業税を考慮して計算される負担率を実効税率（effective tax rate）という。法定実効税率は、法人税に対して法定された名目税率（nominal tax rate）ではなく、法人所得全体に対して総合的に課される実質的な税率であり、下記算式によって算定される。

法定実効税率＝

$$\frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{法人住民税率}) + \text{法人事業税率}}{1 + \text{法人事業税率}}$$

外形標準課税を適用しなければならない法人（たとえば、資本金1億円を超える大法人等の大規模企業）

は、法人事業税が外形標準課税に算入されているので、法人実効税率の算定には法人事業税率を含めなくてよい。

- (3) 富岡幸雄『消費税が国を減ぼす』文藝春秋、2019年、124-125頁。
- (4) 富岡・前掲注(1)、24-25頁。
富岡・前掲注(3)、2019年、100-101頁。
- (5) 藤井大輔＝木原大作編著『図説 日本の税制（令和2-3年度版）』財経詳報社、令和4年、36頁。
わが国初の「所得税法」は、戦費調達を主な立法趣旨として創設されているが、明治6年（1873年）の地租改正により地価に税率3%を金銭で課した「地租」及び明治29年（1896年）に従来の「酒類税則」・「酒造税則」等を受け継いで制定された「酒造税法」（明治29年法律第28号）の「酒造税」（昭和15年から「酒税」）の納税義務者に対して、租税負担が偏っていた当時における業種間の不公平を是正し、税法を改良するために所得税が新規に導入されたとも言える。なお、地租改正時の明治6年には、従来の「年貢」が「税金」と称されるようになった（菊谷正人「所得税法における雑所得に関する問題点」『経営志林』第61巻第2号、2024年、32頁）。
- (6) 上林敬次郎『所得税法講義』松江税務調査會、明治34年、15頁。
- (7) 武田昌輔『立法趣旨 法人税法の解釈〔五訂版〕』財経詳報社、平成5年、2頁。
- (8) 上林・前掲注(6)、41-42頁。
- (9) 金子宏『租税法』弘文堂、昭和51年、46頁。
- (10) 金子宏『租税法〔第4版〕』弘文堂、平成7年、53頁。
- (11) 武田・前掲注(7)、4頁。
- (12) 金子宏『租税法〔第5版〕』弘文堂、平成8年、53頁。
- (13) 武田昌輔『近代税制の沿革 — その意義と沿革 —』ぎょうせい、昭和58年、121頁。
金子宏「給与所得と課税 — 沿革と問題点 —」『日税研論集』第57号、2006年、21-22頁。
- (14) 金子・前掲注(9)、53頁。
- (15) 金子宏『租税法〔第7版〕』弘文堂、平成11年、60頁。
- (16) Soup Mission, *Report on Japanese Taxation by the Soup Mission*, 1949, Volume I Chapter6.A.
- (17) Soup Mission, *op.cit.* (14), Volume I Chapter6.E.

- (18) 昭和 25 年法人税法改正時において、個人と法人との二重課税排除措置は、法人所得に対して 35% の法人税を課し、個人株主に受取配当の 25% 相当額の税額控除を認めるものであった。「シャープ勧告」が提案したように、所得税の最高税率が 85% から 55% に引き下げられたので、最高税率の適用される配当所得に関する限り、二重課税は完全に排除される。すなわち、法人の所得を 100 とすると、それに対する法人税は 35 であり、残りの 65 が最高税率の適用される個人に配当されると想定すると、それに対する所得税額は 35.75 となる。この両者を合わせると、100 に対する税負担の合計は 70.75 となるから、配当 65 の 25%、すなわち 16.25 を差し引くと 54.50 となり、所得税の最高税率に相当し、二重課税はほぼ完全に排除される（金子・前掲注（9）、189 頁、191 頁）。
- (19) 菊谷正人『精説 法人税法』テイハン、平成 8 年、39 頁。
- (20) 武田隆二『昭和 60 年版 法人税法精説』森山書店、1985 年、148 頁。
- (21) 菊谷・前掲注（19）、42 頁。
- (22) 金子 宏『租税法〔第 8 版〕』弘文堂、平成 13 年、243 頁。
- (23) 政府税制調査会「第一次答申」1960 年 12 月、21 頁。
- (24) 金子 宏『租税法〔第 12 版〕』弘文堂、平成 19 年、236-237 頁。
- (25) 武田・前掲注（20）、531 頁。
- (26) 吉田雄一郎編著『図説 日本の税制（平成 29 年度版）』財経詳報社、平成 29 年 135 頁の表参照。
- (27) 金子 宏『租税法〔第 14 版〕』弘文堂、平成 21 年、250 頁。
- (28) 武田隆二『平成 6 年版 法人税法精説』森山書店、1994 年、154 頁。
- (29) 菊谷・前掲注（19）、31 頁。
- (30) 金子・前掲注（10）、238 頁。
- (31) 菊谷正人『法人税法要説 — 税務計算例でわかる法人税法 —』同文館出版、平成 15 年、44 頁。
- (32) 金子 宏『租税法〔第 15 版〕』弘文堂、平成 22 年、286 頁。
- (33) 菊谷・前掲注（31）、160 頁。
- (34) 配当等を受けた場合において法人の支出した負債の利子（支払手形の割引料負担額、保証金等の預り金利子を含む）があるときは、関連法人株式等に係る益金不算入の受取配当等から下記算式（「総資産按分法」

という）で算出した金額を控除しなければならない（法法 23 ④、法令 22 ①）。

控除負債利子額＝

$$\frac{\text{当期末及び前期末の関連法人株式等の帳簿価額}}{\text{当期末及び前期末の総資産の帳簿価額}}$$

- (35) 金子 宏『租税法〔第 20 版〕』弘文堂、平成 27 年、333 頁。
- (36) 田中里美「受取配当益金不算入制度の変遷と実態」『三重法経』第 152 号、2019 年、24 頁。
- (37) 国税庁 長官官房企画課『令和 4 年分 会計標本調査 — 税務統計からみた法人企業の実態 —』令和 6 年、11 頁。
- (38) 菊谷・前掲注（31）、159 頁。
- (39) 第 155 期における短期貸付金 5,728 億 4,900 万円、長期貸付金 3,400 万円の合計 5,728 億 8,300 万円と株式投資合計 3 兆 9,412 億 300 万円と比較計算して、受取配当金は 2,6000 億円を上回ると推定される。
- (40) 富岡・前掲注（3）、151 頁。
- (41) 富岡・前掲注（3）、151-152 頁。
- (42) 畠山武道『租税法』青林書院新社、昭和 54 年、217 頁。
- (43) 菊谷正人『税制革命』税務経理協会、平成 20 年、58 頁。
- (44) 菊谷正人『税制革命〔改訂版〕』税務経理協会、平成 30 年、77 頁。
菊谷・前掲注（2）、34 頁。
- (45) 富岡・前掲注（1）、96-98 頁。
- (46) かつて筆者は、消費税率が単一の 5% であった時代に、本質的欠陥として消費税に内在する「逆進性」を解消し、「所得格差」を少しでも調整・緩和する措置として、英国税制を参考にして、5% の標準税率のほかに、生活必需品的な食料品や光熱・水道等に 0% の軽減税率、高額所得者が購入・消費するような高級品・奢侈品等には 10% の割増税率による複数税率制度を提案していた（菊名正人「消費税の益税解消策および逆進性緩和策」『税経通信』第 61 巻第 1 号、2006 年、210-211 頁）。現時点の標準税率が 10% であるので、0% の軽減税率、10% の標準税率及び 20% の割増税率の設定による複数税率制度を再提案する。

付記：本論文は、第 27 回参議院議員通常選挙（令和 7 年 7 月 3 日公示、7 月 20 日投票）前の令和 7 年 6 月 29 日に脱稿している。